

日弁連総第111号
2016年（平成28年）3月31日

大阪拘置所長 佐方 雅典 殿

日本弁護士連合会
会長 村 越 進

警 告 書

当連合会は、X氏の申立てに係る人権救済申立事件（2014年度第7号）につき、貴所に対し、以下のとおり警告する。

第1 警告の趣旨

貴所は、その被収容者であり、死刑確定者である申立人とその再審請求弁護人との面会について、以下の措置を行った事実が認められる。

- 1 2012年8月29日、死刑確定者である申立人とその再審請求弁護人の面会の申入れに際して、同弁護人が、貴所職員による立会いのない面会を求めたが、貴所はこれを認めなかった
- 2 前記面会の申入れに際して、前記弁護人が、面会時間を120分認めることを求めたが、貴所はこれを認めなかった
- 3 前記面会の申入れに際して、前記弁護人が、パソコンの使用を認めることを求めたが、貴所はこれを認めなかった

しかし、前記の貴所の処置はいずれも、死刑確定者である申立人の再審請求弁護人との秘密面会の利益を侵害するものであり、具体的には、前記1の貴所の措置は刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律121条に、前記2及び3の措置はいずれも同法122条で死刑確定者について準用される同法114条に、それぞれ違反し、申立人の人権を侵害している。

そのため当連合会は、貴所に対し、このような人権侵害を犯さないよう警告する。

第2 警告の理由

別紙「調査報告書」記載のとおり。

死刑確定者の再審請求弁護人との面会時の
パソコン使用等に関する人権救済申立事件

調査報告書

2016年（平成28年）3月31日

日本弁護士連合会

人権擁護委員会

事件名 死刑確定者の再審請求弁護人との面会時のパソコン使用等に関する人権救済申立事件（2014年度第7号事件）

受付日 2014年（平成26年）3月10日

申立人 X

相手方 大阪拘置所

第1 結論

相手方である大阪拘置所に対して、別紙のとおり警告するのが相当である。

なお、併せて、法務大臣に参考送付するのが相当である。

第2 申立ての趣旨等

1 申立人及び相手方

申立人は2009年に死刑判決が確定した死刑確定者であり、同年から死刑確定者として相手方に収容されている。

2 申立ての趣旨

2012年8月29日、死刑確定者である申立人と再審請求弁護人の面会の申入れに際して、同弁護人が、相手方に対して、接見時間を120分認めること、拘置所職員の無立会いによる接見を認めること及びパソコンの使用を認めることを求めたが、これを認めなかったことが、死刑確定者である申立人の人権を侵害した。

第3 調査の経緯

2014年	3月10日	申立受付
同年	4月22日	予備審査開始
同年	7月23日	本調査開始
同年	8月27日	大阪拘置所宛て照会書発送
同年	10月16日	大阪拘置所からの回答受付
同年	12月19日	大阪拘置所宛て照会書発送
2015年	2月25日	大阪拘置所からの回答受付

第4 当委員会の判断

1 認定した事実等

(1) 申立人と再審請求弁護人との面会

2011年から2013年の3年間における、申立人と再審請求弁護人と

の面会の日時・面会時間は別紙のとおりである。

2012年8月29日の面会の申入れに際して、再審請求弁護人が①面会時間を120分とすること、②拘置所職員の無立会いによる面会を認めること及び③パソコンの使用を認めることを申し入れたこと並びに相手方が当該申入れを拒否したことは、相手方も認めており、争いはない。

(2) 面会に関する相手方における体制・対応

① 大阪拘置所における面会室

相手方である大阪拘置所において、一般面会室は12室あるが、職員配置の都合から、最大使用時は8室程度を利用している。

② 面会時間

相手方においては、一般面会は通常10分程度とされている。

死刑確定者と再審請求弁護人との面会時間は、通常は30分とされているが、場合によって再審請求弁護人との面会時間は60分程度まで伸張されていた。

再審請求弁護人との面会時間の制限について、相手方は、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則73条に基づくこと、具体的には、ア) 刑事施設における有限の人的体制や物的設備を利用して行わなければならないこと、イ) 均等に面会の機会を付与して処遇の公平を図ることを理由に挙げている。

③ 再審請求弁護人との面会への職員の立会い

申立人と再審請求弁護人との面会への職員の立会いは、2013年11月7日の面会まで実施されていたが、その後は実施されていない。

相手方は、当連合会の照会に対し、面会への立会いを実施していた理由について、「過去において、申立人の心情は不安定な状態となっていることが認められたため、綿密な動静把握が必要と判断し」と説明しているが、申立人の心情が不安定であったことを裏付ける具体的な事実に関する照会に対しては、「申立人に自殺・自傷をうかがわせる発言等の動静があり、申立人との面接においても、職員は、申立人が自傷・自殺企図に及ぶおそれが多分にあるとの所感を示したことによるもの」と回答した。

④ 再審請求弁護人の面会時のパソコン利用

再審請求弁護人との面会における弁護人のパソコンの利用は認めていない。なお、大阪拘置所は、認めない理由、根拠についての照会に対しては、法令上使用を認めることが義務付けられていない旨回答するのみである。

2 刑務官の立会いと権利侵害の有無

(1) 死刑確定者と再審請求弁護人との秘密面会の意義

① 秘密面会の利益の保障

ア 未決拘禁者については、刑事弁護人と立会人なく面会することが刑事訴訟法39条により認められている。これは、弁護人依頼権を保障する憲法34条に由来し、弁護人の援助を受けるための刑事事件手続上最も重要な基本的権利である（最高裁昭和53年7月10日判決・民集32巻5号820頁）。憲法34条前段は、弁護人から援助を受ける機会を持つことを実質的に保障するものであり、刑事訴訟法39条に定める接見交通権は、憲法34条の趣旨にのっとり、弁護人等から援助を受ける機会を確保する目的で設けられたものであるから、同条前段の保障に由来するものである（最高裁平成11年3月24日判決・民集53巻3号514頁）。

他方、刑事訴訟法440条は、検察官以外の者は再審請求をする場合には弁護人を選任できる旨規定し、死刑確定者を含む受刑者に弁護人依頼権を保障する。死刑確定者は、未決拘禁者と法的地位が異なるものの、死刑執行又は再審による無罪確定まで確実に身柄を確保されるのであるから、再審請求手続において弁護人との面会を通じた弁護人による援助を受けることの重要性は、身柄を拘束された被疑者や被告人の場合と異なるところはない。したがって、死刑確定者についても、身柄を確保された未決拘禁者と同様に、再審請求をするに当たって弁護人から援助を受ける機会を実質的に保障する必要性が高いというべきである。

よって、弁護人依頼権を保障する刑事訴訟法440条の規定の趣旨、目的に鑑みれば、未決拘禁者の弁護人依頼権が弁護人との接見交通権を保障する趣旨を含むのと同様に、刑事訴訟法440条の弁護人依頼権も弁護人との秘密面会の利益を保障する趣旨を含むと解するのが相当である。

この点、市民的及び政治的権利に関する国際規約14条3号(b)は、すべての者が、刑事上の罪の決定について、自ら選任する弁護人と連絡する権利が保障されるとしており、国際人権（自由権）規約委員会は、死刑確定者とその弁護士との間における再審請求に関する全ての面会に厳格な秘密性を確保すべきであると勧告している（2014年7月・第6回日本政府報告書審査）。

イ このことを、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事被収容者処遇法」という。）についてみれば、死刑確定者が再審

請求のために再審請求弁護人と秘密面会をする利益は、その重要性に鑑み、同法121条ただし書にいう「正当な利益」に該当するというべきである。

すなわち、同法121条は、「刑事施設の長は、その指名する職員に、死刑確定者の面会に立ち合わせ、又はその面会の状況を録音させ、若しくは録画させるものとする。ただし、死刑確定者の訴訟の準備その他の正当な利益の保護のためその立会い又は録音若しくは録画をさせないことを適当とする事情がある場合において、相当と認めるときは、この限りでない。」と規定し、秘密面会を許すか否かの措置を刑事施設の長の裁量に委ねるものであるが、死刑確定者の訴訟の準備その他の正当な利益がある場合は、当該正当な利益を一定の範囲で尊重するように刑事施設の長に義務付けている。

そして、死刑確定者が再審請求手続をするに当たって弁護人と秘密面会する利益は前述のとおり極めて重要なものであることからして、同法121条ただし書の「正当な利益」であり、刑事施設の長は原則として秘密面会を許すべきである。

ウ 死刑確定者と再審請求弁護人との面会に関する最高裁判例

最高裁判所も、拘置所に収容されている死刑確定者とその再審請求弁護人との、拘置所の職員の立会いのない面会を許さなかった拘置所長の措置について、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用して、死刑確定者の秘密面会の利益と再審請求弁護人の固有の秘密面会の利益を侵害したものとして、国家賠償法1条1項の適用上違法と判断している（最高裁平成25年12月10日判決・民集67巻9号1761頁）。

② 秘密面会の制約が許される場合

ア 前記のとおり、刑事施設の長は原則として再審請求弁護人との秘密面会を許すべきであり、秘密面会が制約されるのは極めて例外的な場合に限られなければならない。具体的には、「秘密面会により刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認められ、又は死刑確定者の面会についての意向を踏まえその心情の安定を把握する必要性が高いと認められるなど特段の事情」（前掲最高裁平成25年12月10日判決）がある場合に限られ、安易に秘密面会を許さないとの判断をすべきではない。

イ 特に、死刑確定者の「心情の安定」という点は、個々人の主観に関わる内心の問題であり、「心情の安定」を理由として本来保障されるべき

権利利益や自由を制約する根拠とするのは相当でない。このような観点から、刑事被収容者処遇法では、書籍等の閲覧、発受を許す信書等の規定において「心情の安定」を権利制約の理由として掲げないこととして、従来の監獄法下の考えを改めているところである。また、2006年の刑事被収容者処遇法の一部改正の際にも、衆参両議院において、死刑確定者処遇の原則（32条1項「死刑確定者の処遇に当たっては、その者が心情の安定を得られるようにすることに留意するものとする。」）に定められている「心情の安定」とは、死刑に直面する者への配慮、援助のための原理であり、これを死刑確定者の権利を制限する原理であると考えてはならない旨の附帯決議がされているところである。

ウ 以上の点からも、「心情の安定」という点は、死刑確定者の秘密面会の利益を制約する理由とすべきではなく、原則として、「心情の安定」という本人の主観にわたる不明確な要件によって、重要な権利である秘密面会が制約されるとすべきではない。前記最高裁平成25年12月10日判決においても、「心情の安定」を把握する必要性が高いことを理由に秘密面会を許さない例外的な場合にも、「心情の安定」を把握する必要性の有無の判断に当たっては、「死刑確定者の面会についての意向を踏まえ」る必要があるとされている。したがって、「心情の安定」を理由に再審請求弁護人との秘密面会を制限することが許されるのは、死刑確定者が秘密面会あるいは弁護人との面会自体に否定的な意向を示している場合などに限定されるべきである（前掲最高裁平成25年12月10日判決に関する中島甚至「判解」法曹時報66巻8号235頁参照）。

(2) 本件の面会立会の違法性

- ① 本件においては、再審請求弁護人から秘密面会の申入れがなされており、相手方は、特段の事情が認められない限り、これを許さなければならない。相手方は、面会に立ち会う理由・根拠について、当連合会の照会に対し、刑事被収容者処遇法121条の趣旨に基づき判断すると回答するだけで具体的に明らかにしていない。しかし、相手方は、過去に面会に立ち会っていた理由・根拠について、「過去において、申立人の心情は不安定な状態となっていることが認められたため、綿密な動静把握が必要と判断し、面会人との会話の状況やそれが死刑確定者の心情に及ぼす影響を把握する必要性が高いと考え」ていたためであると回答していることから、申入れにかかる秘密面会を拒否したのは、申立人の心情の安定を把握する必要

性が高いと考えていたためである可能性がある。

しかし、前記のとおり、「心情の安定」という点は、死刑確定者の秘密面会の利益を制約する理由とすべきではなく、また、申立人が秘密面会あるいは弁護人との面会自体に否定的な意向を示していないことから、「死刑確定者の面会についての意向を踏まえその心情の安定を把握する必要性が高いと認められる」（前記最高裁平成25年12月10日判決）場合には該当しない。

- ② なお、相手方は、前記の「過去において、申立人の心情は不安定な状態となっていることが認められた」旨を裏付ける具体的な事実を明らかにすることを求める当連合会の照会に対しても、「申立人に自殺・自傷をうかがわせる発言等の動静があり、申立人との面接においても、職員は、申立人が自傷・自殺企図に及ぶおそれが多分にあるとの所感を示したことによる」と回答するのみで、時期等も不特定の抽象的な返答をするばかりである。

また、相手方は、最近秘密面会を認めている理由については、「以前に比して落ち着きが認められる」ようになったと回答し、再審請求弁護人による本件の面会申入れ当時（2012年8月29日当時）は現在よりも申立人の心情が不安定であったとしているが、そもそも相手方が申立人について秘密面会を認めたのは、死刑確定者の再審請求弁護人との秘密面会の拒否を違法とした前記最高裁平成25年12月10日判決後であることから、相手方が主張する心情の安定の変化があったこと自体に疑問がある。

また、本件で秘密面会を求めて拒否されたのは、直接的には申立人の再審請求弁護人であるが、再審請求弁護人が申立人と秘密面会をする利益は、申立人自身の秘密面会の利益と表裏の関係にある。したがって、申立人自身も秘密面会を求めていた本件においては、再審請求弁護人との秘密面会を許さなかった相手方の長の措置は、申立人自身の秘密面会の利益をも侵害するものである。

- ③ したがって、本件の秘密面会を許さなかった相手方の長の措置は、裁量の範囲を逸脱するものであり、刑事被収容者処遇法121条に違反するものである。

3 パソコンの利用について

(1) 未決拘禁者と刑事弁護人との面会におけるパソコンの利用

- ① 未決拘禁者の刑事弁護人との接見交通権は、弁護人依頼権を保障する憲

法34条に由来し、弁護人の援助を受けるための刑事事件手続上最も重要な基本的権利である。

この権利は、単に面会にて弁護人と会話をするだけでなく、未決拘禁者がその防御権を行使するために刑事弁護人から必要な援助を受けられるものでなければならず、面会に際して、弁護人が援助のために合理的で必要な行為をすることも、接見交通権として保障されていると解すべきである。

- ② 未決拘禁者との面会に際して、何が援助のために合理的で必要であり、接見交通権の内容をなす行為であるかの外縁については議論があり得るとしても、少なくとも、弁護人が未決拘禁者の弁解内容をメモ等に記録することは訴訟活動の前提であり、面会に際して必要な行為の中でも最も基本的なものである。そして、面会における未決拘禁者の発言の記録方法としては、従来は筆記具を使用する方法が一般的であったものの、近年はノートパソコンなどの電磁的記録媒体を使用する方法が広く普及している。

また、面会に際し、裁判記録や裁判の準備のために作成した書面等を指し示しながら裁判の準備を行うことも弁護活動における重要かつ基本的な作業であり、面会に際して必要な行為の中でも基本的なものである。これらの裁判記録等を紙媒体のまま刑事施設まで持ち込んで面会したり、差し入れることは、面会する弁護人や刑事施設にとっても相応な負担になる。特に、裁判記録の分量が膨大である場合には、紙媒体のまま刑事施設に持ち込んで使用することは現実的ではなく、裁判記録等を電磁的記録媒体に記録し、面会の際にノートパソコンに表示して未決拘禁者に提示することは、極めて合理的な方法である。

実際に、刑事施設での未決拘禁者と弁護人との面会においては、弁護士がパソコンを利用して未決拘禁者の発言等を記録したり、パソコンに記録された裁判記録を提示することが一般的に行われている。法務省の「被収容者の外部交通に関する訓令の運用について（依命通達）」（平成25年12月25日付け法務省矯成第2822号）においても、弁護人等を除く面会を申し出る者に対してはパソコン等を使用しないことを周知するとした上で（同通達7(1)）、未決拘禁者との面会を申し出る弁護人等に対しては、「録音機、映像再生機又はパソコンを使用する場合は、あらかじめ申し出ること」を周知するとし（同通達7(2)）、弁護人等によるパソコンの使用を前提としている。

- ③ なお、ノートパソコン等の電磁的記録媒体は多機能なものが多く、外部

との通信といった本来の目的以外への悪用を刑事施設が懸念する可能性がある。

しかし、弁護人がパソコン等を悪用した場合には弁護士法に基づく懲戒等の制裁によって対応することができるのであり、安易に悪用のおそれがあるとしてパソコン等の使用そのものについての制約を許せば、結果として、最も重要な基本的権利である接見交通権が形骸化してしまう。

したがって、悪用のおそれを抽象的に認めて、電磁的記録媒体の使用を制限することは適切ではない。

(2) 死刑確定者と再審請求弁護人との面会におけるパソコンの利用

弁護人依頼権を保障する刑事訴訟法440条の規定の趣旨、目的に鑑みれば、未決拘禁者の弁護人依頼権が弁護人との接見交通権を保障する趣旨を含むのと同様に、同条の再審請求弁護人依頼権も、再審請求弁護人との秘密面会の利益を保障する趣旨を含むと解するのが相当である。

そして、秘密面会は、再審請求弁護人から必要な援助を受ける機会を保障するために認められるものであるから、弁護人の援助のために合理的で必要な行為は秘密面会によって行うことができる行為として保障すべきであり、弁護人が死刑確定者の説明内容をメモ等に記録することや、裁判記録を提示することが、再審請求弁護人との面会に際して行われる行為の中でも最も基本的なものである点は、未決拘禁者と弁護人との接見交通権と同様である。

したがって、未決拘禁者と弁護人との面会において認められているのと同様に、死刑確定者と再審請求弁護人との面会においても、発言等の記録や裁判記録の提示のためのパソコンの使用は認められるべきである。なお前記のとおり、パソコンの悪用のおそれを理由に安易にパソコンの使用そのものを制約すべきでないことは、パソコンの使用を認められている刑事弁護人と未決拘禁者との面会と異なる点はない。

刑事被収容者処遇法122条により死刑確定者について準用される同法114条は、「刑事施設の長は、受刑者の面会に関し、法務省令で定めるところにより、面会の相手方の人数、面会の場所、日及び時間帯、面会の時間及び回数その他面会の態様について、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上必要な制限をすることができる。」と規定しているが、以上のとおり死刑確定者と再審請求弁護人との面会におけるパソコンの使用を認めるべきであり、死刑確定者が再審請求弁護人と面会する場合において弁護人によるパソコンの使用を禁止することは、「刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上必要な制限」には該当しないから、使用を認めない刑事施設の長の行

為は、裁量の範囲を逸脱するものである。

(3) 本件のパソコン使用の制約の違法性

本件において、相手方は、パソコン使用を許可しなければならない法的根拠がないとの理由から、これを認めなかった。

しかし、前記のとおり、死刑確定者の再審請求弁護人との秘密面会において行うことができることとして、死刑確定者の発言を記録したり、裁判記録を提示するために弁護人がパソコンを使用することも含まれていると解される。

また、相手方は、パソコンの使用目的について、発言の記録や裁判記録の提示以外の目的であるか等を確認することもなく、パソコンの使用自体を認めなかったのであるから、パソコンの使用を禁止することができる特別な事情があったかといった点も問題にならない。

また、申立人の刑事裁判の事案は、殺人事件を否認して死刑判決が確定した事案であり、その裁判記録の分量は膨大なものであることが容易に推測されることから、裁判記録等を電磁的記録媒体に記録して使用する必要性・合理性が特に高いといえる。

以上の諸点から、本件において再審請求弁護人によるパソコンの使用を認めなかった相手方の長の措置は、刑事被収容者処遇法122条により死刑確定者について準用される同法114条の「刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上必要な制限」とはいえず、同条に違反するものである。

4 面会時間の制限について

(1) 未決拘禁者と刑事弁護人との面会の時間制限

未決拘禁者の刑事弁護人との接見交通権は、弁護人依頼権を保障する憲法34条に由来し、弁護人の援助を受けるための、刑事事件手続上最も重要な基本的権利である。

この権利は、単に面会にて弁護人と会話をするだけでなく、未決拘禁者がその防御権を行使するために刑事弁護人から必要な援助を受けられるものでなければならず、弁護人が援助のために合理的に必要な時間にわたって未決拘禁者と面会することも、接見交通権として保障されていると解すべきである。

現に、刑事被収容者処遇法118条も、未決拘禁者と弁護人との面会について、面会の日や時間帯の制限を認めているが、面会時間の制限は認めていない。これは、面会時間を制限すれば未決拘禁者が弁護人等と十分に相談することができなくなり、その接見交通権、ひいては防御権を実質的に侵害す

ることに加え、弁護人との面会に刑務官は立ち会わず、また、未決拘禁者には刑務作業もないこと等から、面会の時間を制限しなくても、必ずしも刑事施設の管理運営上の支障が生ずるものではないからである。

(2) 死刑確定者と再審請求弁護人との面会の時間制限

弁護人依頼権を保障する刑事訴訟法440条の規定の趣旨、目的に鑑みれば、未決拘禁者の弁護人依頼権が弁護人との接見交通権を保障する趣旨を含むのと同様に、刑事訴訟法440条の弁護人依頼権も再審請求弁護人との秘密面会の利益を保障する趣旨を含むと解するのが相当である。

そして、死刑確定者の再審請求弁護人との秘密面会の利益に、弁護人の援助のために合理的に必要な時間にわたり面会を認められる利益が含まれる点も、未決拘禁者と弁護人との接見交通権と同様である。加えて、前記2のとおり、死刑確定者と再審請求弁護人との面会については、特段の事情が認められない限り刑務官の立会いは許されず、また、死刑確定者は未決拘禁者と同様に刑務作業も予定されていないのであるから、面会の時間を制限しなくても、必ずしも刑事施設の管理運営上の支障が生ずるものではない。

したがって、未決拘禁者と弁護人との面会において認められているのと同様に、死刑確定者と再審請求弁護人との面会においても、時間の制約なく面会が認められるべきである。

刑事被収容者処遇法122条により死刑確定者について準用される同法114条は、「刑事施設の長は、受刑者の面会に関し、法務省令で定めるところにより、面会の相手方の人数、面会の場所、日及び時間帯、面会の時間及び回数その他面会の態様について、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上必要な制限をすることができる。」と規定しているが、以上のとおり死刑確定者と再審請求弁護人との面会は時間の制限なく認められるべきであり、面会時間を制限することは、「刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上必要な制限」には該当せず、刑事施設の長に許された裁量を逸脱するものである。

(3) 本件の面会時間の制限の違法性

本件において、申立人の再審請求弁護人が120分（2時間）の面会を求めたところ、相手方は60分しか認めなかった。

相手方は面会時間を制限する理由として、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則73条に基づくこと、具体的には、①刑事施設における有限の人的体制や物的設備を利用して行わなければならないこと、②均等に面会の機会を付与して処遇の公平を図ることを理由に挙げている。

しかし、前記2のとおり、死刑確定者と再審請求弁護人との面会には特段の事情がない限り刑務官の立会いは許されないものであり、面会時間が120分であるか60分であるかによって刑事施設における「人的体制」にかかる負担に顕著な差異は考えられない。また、「物的設備」については、相手方には一般面会室が12室あるが、職員配置の都合から、最大使用時も8室程度しか利用しておらず、面会室には余裕がある。したがって、相手方が面会時間の制限の理由として挙げる前記①の刑事施設における人的体制・物的設備の限界は合理的な理由とはならない。また、②の処遇の公平が、申立人以外の死刑確定者に再審請求弁護人との面会を60分しか認めていないこととの関係で処遇の公平を図るといっているのであれば、申立人以外の死刑確定者についても再審請求弁護人と面会を60分しか認めていないこと自体が問題であり、やはり制限の合理的な理由とはならない。なお、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則73条は、面会時間の制限について、「法第114条第1項の規定により被収容者の面会の時間について制限をするときは、その時間は、30分を下回ってはならない。」と面会時間の下限を定めるのみであり、面会時間に上限を設けることを前提とするものではない。

そもそも、120分の面会時間自体は不合理に長時間というようなことはなく、また、申立人が2011年から2013年にかけて再審請求弁護人と面会した時間は、別紙「面会の日付及び面会時間の一覧表」のとおりであり、不合理に長時間の面会を実施していたともいえない。

以上の諸点から、本件において申立人と再審請求弁護人との120分の面会を許さなかった相手方の長の措置は、刑事被収容者処遇法122条により死刑確定者について準用される同法114条において、「刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上必要な制限」とはいえず、同条に違反するものである。

5 結論

以上のとおり、本件における相手方の長の措置は、いずれも死刑確定者である申立人の再審請求弁護人との秘密面会の利益を侵害するものであり、刑事被収容者処遇法121条及び同法122条により死刑確定者について準用される同法114条に違反し、申立人の人権を侵害している。

そして、本件において侵害されたのは、死刑確定者の再審請求弁護人との秘密面会の利益という、憲法34条が保障する弁護人依頼権にも由来する最も基本的な利益であり、しかも、極限の刑罰である死刑判決に対する再審請求に関する申立人の利益が侵害されるものであって、結果においても重大である。し

たがって、相手方に対し、このような人権侵害を侵さないよう警告することが相当である。

なお、前記のとおり、「被収容者の外部交通に関する訓令の運用について（依命通達）」においても、未決拘禁者との面会を申し出る弁護士等に対してはパソコンの使用を前提とする規定があるが、死刑確定者との面会を申し出る弁護人のパソコン使用に関する定めはない。また、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則73条は、刑事被収容者処遇法122条により死刑確定者について準用される同法114条の規定による面会の時間の制限に関するものであるが、再審請求弁護士との面会に関する特別な定めを設けていない。したがって、死刑確定者と再審請求弁護士との面会におけるパソコン使用及び面会時間を制限する措置は、相手方以外の他の刑事施設において広範に実施されている可能性がある。よって、本件の警告書及び調査報告書を法務大臣に参考送付するのが相当である。

以上

別紙 面会の日付及び面会時間の一覧表

	日付	時間
1	2011年2月22日	13分
2	同年3月8日	31分
3	同年11月16日	31分
4	同年12月2日	31分
5	2012年1月31日	38分
6	同年3月13日	34分
7	同年4月11日	48分
8	同年6月20日	26分
9	同年7月3日	30分
10	同年12月13日	71分
11	2013年3月4日	29分
12	同年4月12日	40分
13	同年6月27日	61分
14	同年10月8日	44分
15	同年11月7日	56分